平成２５年（再イ）第６７号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目１番地16
再生債務者　小垣貴美夫
１　決議に付する再生計画案　平成25年11月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月29日まで
平成25年11月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０３号
福岡市西区石丸１丁目17番26―102号
再生債務者　古賀　正治
１　決議に付する再生計画案　平成25年９月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月29日まで
平成25年11月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１８号
広島県福山市新市町大字戸手1015番地４　メゾンリーブルＡ102
再生債務者　赤毛　貴明
１　決議に付する再生計画案　平成25年11月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月２日まで
平成25年11月11日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（再イ）第２１２号
福岡市中央区平尾３丁目24番36―403号
再生債務者　藤木　久美
１　決議に付する再生計画案　平成25年10月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月２日まで
平成25年11月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３７号
広島県廿日市市友田24番地605
再生債務者　西川　納二
１　決議に付する再生計画案　平成25年10月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月９日まで
平成25年11月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１５号
香川県高松市浜ノ町18番６　シーパレス浜ノ町303号室
再生債務者　平木　康浩
１　決議に付する再生計画案　平成25年10月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月９日まで
平成25年11月11日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２５号
愛知県丹羽郡大口町大字小口字地蔵堂88番地１
再生債務者　今井　和則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３９１号
千葉県船橋市海神町南１丁目1647番地２　グレードハイム聖城303号
再生債務者　紫関　正人
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年４月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年11月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第３８号
埼玉県春日部市大場374番地39
再生債務者　山本　宏樹
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年11月８日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第５号
埼玉県草加市瀬崎４丁目８番８号
再生債務者　寺内　和清
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月13日から平成25年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第１１号
広島市西区庚午北４丁目３番22―303号
再生債務者　花房千代美
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年12月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月13日から平成25年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号
名古屋市名東区高針５丁目321番地
再生債務者　半左佐治子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年11月29日まで
平成25年11月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第４号
青森市大字新城字平岡160番地210　セジュールレオ201号
再生債務者　神　　政史
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年12月９日まで
平成25年11月11日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第３号
愛媛県松山市勝岡町2616番地16　グレーシー勝岡２号
再生債務者　石丸　洋平
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年12月９日まで
平成25年11月11日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第６号
福岡市中央区白金１丁目17番１―1301号
再生債務者　布花原　昇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

厚生年金基金変更公告

経済産業省関係公益法人厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　東京都港区芝公園三丁目５番22号
２．旧事務所の所在地　東京都港区赤坂一丁目９番15号
３．変更年月日　平成25年11月11日
平成 25 年 11 月 19 日
経済産業省関係公益法人厚生年金基金